

2016年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験
(民事訴訟法)

次の各場合において、YはXに対して確定判決の効力を争うことができるか、検討しなさい。

問(1) (配点: 15点)

Xが、Yに対して売買代金請求訴訟を提起し、請求認容判決を得た。同判決の確定後、Yが、Xに対して同一の売買代金債務の不存在確認訴訟を提起し、売買契約はXに騙されて締結したものであるとして取消しの意思表示をした場合。

問(2) (配点: 15点)

債権者であるZが、主債務者Yの保証人であるXに対して、保証債務履行請求訴訟を提起したところ、Xは、Yに対して訴訟告知をした。Zの請求を認容する判決が確定した後、保証債務を履行したXが、Yに対して求償請求訴訟を提起した場合。

問(3) (配点: 20点)

甲土地の所有者であるXが、Xから甲土地を賃借し甲土地上に乙建物を建てて所有しているZに対して、建物収去土地明渡請求訴訟を提起し、請求認容判決を得た。同判決の確定後、Xが、同判決の基準時後にZから乙建物の所有権を譲り受けたYに対して、建物収去土地明渡請求訴訟を提起した場合。